

◎佐賀県条例第2号

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の2 略</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。</p>	<p>（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の2 略</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等、<u>同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第8条第1項に規定する特例退職手当通算法人職員</u>として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等、<u>同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第8条第1項に規定する特例退職手当通算法人職員</u></p>

改正前	改正後
<p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 第8条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(12) 第8条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(13)～(19) 略</p> <p>(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)</p> <p>第8条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等</p>	<p>となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 第8条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は特例退職手当通算法人職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(12) 第8条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員又は特例退職手当通算法人職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(13)～(19) 略</p> <p>(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)</p> <p>第8条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員又はその業務が<u>県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人として規則で定めるもの(退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。))に関する規定又は退職手当の支給の基準において、職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。)</u>に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「<u>特例退職手当通算法人職員</u>」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員又は特例退職手当通算法人職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>2 特定一般地方独立行政法人等職員又は特例退職手当通算法人職</p>

改正前	改正後
<p>の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。</p> <p>3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第7条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）</p> <p>第19条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、別に知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>6 略</p>	<p><u>員が、一般地方独立行政法人等又は前項の規則で定めるもの</u>の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員又は特例退職手当通算法人職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。</p> <p>3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員又は特例退職手当通算法人職員としての在職期間については、第7条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）</p> <p>第19条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員若しくは特例退職手当通算法人職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員若しくは特例退職手当通算法人職員となった場合においては、別に知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。